

茂総防第 24 号
令和 3 年 9 月 15 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 2 年 11 月 24 日 付け茂監第 42 号)

総務部	防災対策課
監 査 結 果	
<p>・災害時の避難者は、地域住民だけでなく帰宅困難者等も想定され、指定避難所の収容可能人数を上回る可能性があることから、各避難所における利用可能施設の見直し、直近動員の増員など、人命を守るための避難所の在り方について見直しを検討されたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>・指定避難所については、地域住民のみならず、帰宅困難者等の増加が想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、新たに小中学校の空き教室等を活用することで、収容人数の拡大を図った。また、直近動員についても、従来の 2 名から 1 名増員することで、3 名体制にするとともに、千葉県災害対策コーディネーター茂原から、各避難所 1 名の人員を配置し、計 4 名での避難所運営体制を整備した。</p>	